

令和 8 年度 静岡県立伊豆の国特別支援学校 伊豆松崎分校
学校のいじめ等の防止のための基本方針

- 1 いじめの防止等の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの理解
 - (3) 基本的な考え方
 - ア いじめの未然防止
 - イ 早期発見
 - ウ 早期対応

- 2 いじめの防止等のための本校の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 組織の設置
 - ア いじめの防止等の対策委員会
 - イ 委員会の構成員
 - ウ 委員会の開催時期と業務内容（定期）
 - エ 委員会の業務内容（臨時）
 - オ いじめの防止等対策委員会 組織図
 - (2) いじめの防止
 - ア 生徒との信頼づくり
 - イ 個別の教育支援計画、個別の指導計画による指導体制
 - ウ 道德教育等の推進
 - エ 情報モラル教育の推進
 - オ 生徒の人間関係づくり
 - カ 保護者との連携
 - キ 教職員研修
 - (3) いじめの早期発見
 - ア 生徒の実態把握
 - イ 相談体制の整備
 - (4) いじめに対する措置
 - ア いじめの発覚
 - イ 事実確認
 - ウ いじめの認知会議
 - エ 関係者への指導・支援
 - オ 問題解決の判断
 - (5) 関係機関等との連携
 - (6) ネットいじめへの対応

- 3 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 重大事態の定義
 - (2) 教育委員会への報告・支援要請
 - (3) 調査の流れ
 - (4) 資料の保存
 - (5) 報道等への対応
 - (6) 関係機関との連携
 - (7) 再発防止に向けた取組

1 いじめの防止等の基本的な考え方

本校は、教育目標「良さが輝き 未来をひらく」のもと、

- ①命と健康を守り、人権を尊重し、一人一人を大切にする学校（安全・安心）
- ②確かな力を積み上げ、一人一人の良さを引き出す学校（専門性）
- ③保護者や地域、松崎高等学校と連携し、生徒の社会参加を目指す学校（連携）
- ④教職員が主体的に学校づくりに参画する学校（チーム学校）

という4つの柱を掲げ、学校づくりを行っている。生徒が自己実現（夢の実現）と社会参加を果たし、より豊かな生活を送り続けることを目指し、また、生徒たちの自己実現と社会参加により意欲、活力、輝きがあふれる学校にしていくことが本校の願いである。

社会からいじめをなくすためには、人権教育を推進することが必要である。人権教育の目標「自他の人権を大切にする態度や行動力の育成」の重点として、

- (1)人権教育に対する正しい理解
- (2)人権感覚を高めること
- (3)自尊感情を育てること

が挙げられる。

本校では人権教育を推進することで、いじめを未然に防止する取り組みを行う。人権教育の中で、いじめについての基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、生徒、保護者、地域、学校が連携・協力して取り組む「伊豆の国特別支援学校 伊豆松崎分校 いじめの防止等のための基本方針」を作成した。

本方針は、平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法第13条に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」「(案)静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を参考にして、いじめの防止等に対して学校が果たすべき役割を定めたものであり、本校ホームページで公表するとともに、教職員の意識や取り組みを学校評価等で定期的に点検し、見直しを行う。

(1) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つ必要がある。また、いじめには様々な表れがあることに気を付けて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも大切である。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものであり、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。加えて、いじめの現場では、周囲ではやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするなどの行為も確認されている。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じる。さらに、相手が嫌な気持ちになったらいじめであるという認識を持てるようにしたい。

(3) 基本的な考え方

いじめはどのような理由があろうとも、絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりえることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついており、その大きさや深さは本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付き、理解しようとするのが大切である。

いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さが増し、その対応が難しくなるため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係を作り上げていくことが求められている。社会の中で、健やかでたくましい子どもを育てていくために、「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、家庭、地域、学校でのいじめの未然防止に取り組む。

ア いじめの未然防止

子どもは家庭や学校生活の中で、ありのままの自分を受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深めて、よりよい人間関係を作り上げていく。この育ちにおいて、自分を大切に思う気持ち(自尊感情)を高め、きまりを守ろうとする意識(規範意識)や互いを尊重する感覚(人権意識)をじっくり育て、健やかでたくましい心を育むことがいじめ防止につながる。

そのためには、家庭、地域、学校が連携して、役割を自覚して、責任を遂行することで子ども自身の自立を目指すことが大切である。一人一人の発達に合わせて子どもを理解し、思いを受け止める、その子の良さや可能性を認め引き出す姿勢をもち、子どもとの信頼関係を作り上げていくことが、自分を大切にする気持ち(自尊感情)を高め、よりよい自分を目指していこうとする成長を支える。そして、周囲の大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさを学び、社会の一員として自立していく。

いじめの未然防止のためには、生徒の自己有用感をもとに、規範意識や人権意識(互いを尊重しようとする感覚)を育むことが大切である。そのために学校は生徒との信頼関係、生徒同士の望ましい人間関係を作り、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努める。

※自己有用感・・・単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることでできる自己の有用性のこと。他者から認めてもらっているという感じられた子どもは、相手を貶めて自分の存在を相対的に高めるという必要がないため、いたずらに他者を否定することも攻撃することも減る。さらに相手

のことも認めることができるようになる。すべての児童生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながる。

イ 早期発見

いじめの早期発見には、生徒のわずかな変化を見落とさず、学校、家庭、地域の連携により、さまざまな手段で生徒を見守り、いじめにつながるサインを見つけていくことが必要である。また、いじめに関わる事柄を相談できる体制を周知し、生徒、保護者、地域からの訴えを親身になって受け止め、速やかに対応する。また、毎日の連絡帳をはじめとした連絡体制や個別面談、定期的なアンケート調査などにより、何重にも早期発見できる取り組みを継続する。

ウ 早期対応

いじめが発見されたり、通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まずに、保護者や地域が状況に応じて連携し、速やかに組織的に対応する。対応にあたっては、いじめを受けた生徒を「守る」ことを一番とした支援や周囲の子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みを確認して対応する。その際、状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関専門機関との連携を図る。

2 いじめの防止等のための本校の取組

(1) 組織の設置

ア いじめの防止等の対策委員会

いじめの防止等については全教職員を挙げて対応するが、「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき、その中核となる組織として校内に「いじめの防止等対策委員会」（以下、「委員会」）を設置する。なお、本校においては、「人権教育委員会」を母体組織として位置づけ、人権教育を推進することでいじめの防止等に取り組むこととする。委員会は学校経営書に織り込む。

イ 委員会の構成員

校長、副校長（教頭）、部主事、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任とし、必要に応じて学級担任や関係職員や臨床心理士等の外部専門家が参加する。

ウ 委員会の開催時期と業務内容（定期）

第1回 4月（基本方針の確認）

第2回 8月（1学期いじめ・人権アンケートの集計結果、生徒指導主事連絡協議会伝達講習）

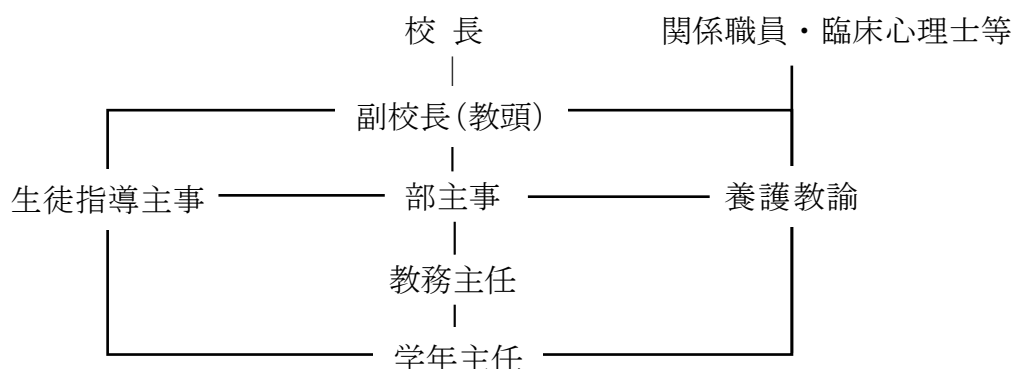
第3回 12月（2学期いじめ・人権アンケートの集計結果、生徒指導主事連絡協議会伝達講習）

第4回 3月（3学期いじめ・人権アンケートの集計結果、次年度基本方針見直し）

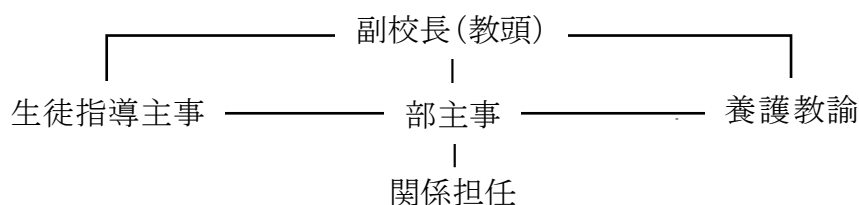
エ 委員会の業務内容（臨時）

委員会はいじめに関する情報の収集、記録・共有や対策を行うほか、いじめやいじめが疑われる行為が発見された場合、その対応に当たる。加えて、対策の進捗状況の確認と検証を随時実施する。なお、日々の生徒の様子については、終礼において各学年主任から報告を随時挙げていく。

オ いじめの防止等対策委員会 組織図
(ア) 全体会・定期委員会



(イ) 認知委員会



(2) いじめの防止

ア 生徒との信頼づくり

生徒理解を基盤に、一人一人の思いや表現を受け止め、一人一人の良さや可能性を最大限引き出すとともに、どの生徒にも公平に接する。

教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを誘発したりするようなきっかけとなったりすることがないように、指導のあり方や教職員の「人権意識」を高める。

・『令和7年度人権教育の手引き』内

「振り返りましょう、あなたの人権感覚（チェックシート）」の活用

イ 個別の教育支援計画、個別の指導計画による指導体制

個別の教育支援計画、個別の指導計画をもとに、一人一人の重点目標達成に向けて、細やかな指導を継続していく。その中で、すべての生徒が授業に主体的に参加し、授業場面で活躍できる「分かる、できる」授業づくり、キャリア発達の視点に立った授業づくりに取り組み、公開授業、授業評価を通して、授業改善を図る。その結果、生徒の「生きる力」を育み、課題に対して最後まであきらめずに取り組む力を育成していく。

ウ 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基盤や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。年間指導計画において、道徳教育の位置づけを明確にするとともに、自立活動等と関連して計画的な指導を実施する。

エ 情報モラル教育の推進

スマートフォンやインターネット等の使い方やマナーについて、計画的に指導する。掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝えるとともに、被害にあった場合の対処法を指導する。家庭との連絡、連携を密に行う。

オ 生徒の人間関係づくり

授業、HR活動、学校行事を通じて共感的で自他理解を深める機会を設け、生徒にとって安心して自分を表現できる集団づくりに努める。体育祭や文化祭、地域交流を積極的に活用していく。

ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンターなど、コミュニケーションや人間関係づくりの基礎となる力の育成に向けた指導を計画的に実施する。また、「命を守る」指導として、清潔指導や安全指導等、保健指導の充実を図る。

学校全体の「縦割り活動」や生徒会活動、集会活動などの場面において、生徒が自主的に、よりよい人間関係づくりや人権、いじめについて考える機会を設ける。

カ 保護者との連携

保護者との日々の連絡や、保護者宛の通知、PTA活動を通して、保護者へのいじめをはじめとした人権意識への理解を促すとともに、いじめ等に関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談することを、相談窓口(学校相談員：副校長(教頭)、部主事、養護教諭)とともに周知する。何よりも、担任との信頼関係を第一に日々の連携を大切にしていく。

キ 教職員研修

教職員研修計画の下、人権教育研修を主としたいじめへの理解と防止等を図るための研修会を実施する。また、学部研修等を活用して、児童生徒理解や支援方法にかかわる研修を計画的に進める。定期的に自身の意識を確認できるよう、『令和6年度人権教育の手引き』内「教職員の人権感覚チェックシート(4ページ)」を各学期1回、職員会議(5月・10月・1月)にて実施する。

また、掲示板等を活用して、いじめ防止等に係る参考資料等を紹介し、人権意識の向上を繰り返し研修する。

(3) いじめの早期発見

ア 生徒の実態把握

担任、養護教諭等が生徒に対する日常的な観察を基盤にして、個別面談、保護者との連携により、生徒のささいな変化について情報交換を共有し、いじめの早期発見に努める。その際、保健日誌や企画会を活用した情報報告体制を周知する。

また、生徒には毎月「いじめアンケート」を実施し、必要に応じて個別面談を実施する。

イ 相談体制の整備

生徒、保護者が担任、学校相談員等多様な窓口気軽に相談できることを周知する。(HR活動、通知文、懇談会、PTA総会等)

(4) いじめに対する措置

ア いじめの発覚

いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、

部主事に報告をする。重大事態として対応を開始すべきか否かの判断は教頭が行う。

いじめアンケートについて、回答した生徒から部主事が聞き取った後、いじめの可能性のある内容かどうかを教頭、生徒指導主事と相談する。わずかでもいじめの可能性のある場合は関係担任等とともに、関係者への聞き取りを始める。

イ 事実確認

委員会は関係者（被害者・加害者・目撃者）から聞き取りによる事実確認を行う。その際個人ではなく組織として行動する。また、保護者と連携して、いじめを受けている生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守ることに十分配慮する。なお、「生徒指導記録表」を作成し、事態の経緯を記録する。

生徒・保護者からの申立てがあった場合は、部主事に報告し、重大事態が発生したものとして報告・調査を行う（後述の3 重大事態への対処を参照）。学校がいじめの事実等を確認できていない場合は、必要に応じて事実関係の確認を行う。

ウ いじめの認知会議

事実確認後、いじめとして認知するかどうか認知委員会を開く。その場で教員が口頭指導をしたかどうかにかかわらず会議を行い、確認した事実、認知をしたかどうか、重大事態に当たるかどうかを記録する。被害者と加害者の証言に差がある場合、意見が一致している内容について審議・判断する。

なお、いじめに「お互い様」の状態はなく、2人が相互にいじめ合っていた場合、認知会議は2件行う。

エ 関係者への指導・支援

- ・いじめに認定された場合には、静岡県教育委員会に速やかに報告をする。
- ・いじめに認定された場合は、すぐにやめさせて、再発防止のために、委員会を中心に、必要に応じて臨床心理士等の専門家の協力を得て、具体的な対応方針や指導計画等を作成し、校長の承認を得る。
- ・重大事態の疑いがある場合、重大事態の対応に切り替える。（後述の3 重大事態への対処を参照）。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、信頼できる人（親しい友人や教員、保護者等）と連携し、「絶対に守る」という学校の意志を伝え、生徒の意向をくみながら、心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確認を教職員で連携して行う。
- ・いじめを行った生徒については、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行うなど、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。その上で、再発防止のために、委員会を中心として支援計画を作成して、いじめはいかなる事情があっても決して許されるものではないことを明確に伝え、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。また、必要に応じて臨床心理士等の専門家の協力を得るなどして、いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。教育上必要があると認められる場合には、人格の成長を促すために、適切に懲戒を加えることができる。
- ・周囲の生徒については、はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめているのと同じということを理解させ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせるという勇気をもつように指導する。
- ・いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の保護者双方には、直ちに事実を伝

え、指導方針と具体的な方策を提示して、再発防止への協力を依頼する。その際には、「生徒指導記録表」をもとに正確な情報を共有できるようにする。

- ・いじめに認定されない場合も、加害者への指導、被害者への対応を検討する。

オ 問題解決の判断

- ・いじめの認知会議から3ヶ月後に、同内容についていじめの解消判断会議を行い、被害者本人の状況から、いじめを解消したと判断するか、継続と判断するか審議する。
- ・問題の解決後も保護者と連携しながら経過観察を継続し、必要に応じて委員会を招集して問題の再検討と事後指導の評価を行って、追加支援策を計画実行する。また、個別の教育支援計画や個別の指導計画をもとに、指導の引き継ぎを確実に行う。

(5) 関係機関等との連携

- ・日頃から地域、警察や相談機関、医療機関等との協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められた場合には、教育委員会の指導のもと、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命や身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

(6) ネットいじめへの対応

- ・インターネット掲示板等への誹謗・中傷については、被害の拡大を防ぐために書き込み削除を迅速に行う、書き込みを行った生徒への情報モラルの指導を実施する。その上で保護者と連携して今後の使用方法について確認する。

3 重大事態への対処

重大事態が起こった場合には、管理職の指揮・統制のもと、全職員で迅速・的確に対応する。「静岡県教育委員会いじめの重大事態対応マニュアル」（令和4年3月）参照。

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企画した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金銭を奪い取られた場合
- 等

イ いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

- ・相当の期間とは、年間30日を目安。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず迅速に調査に着手。

ウ 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）

エ 重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、対応を開始する。

(2) 教育委員会への報告・支援要請

重大事態が発生した場合には、「静岡県教育委員会いじめの重大事態対応マニュアル」に従い、速やかに県教育委員会報告する。地方公共団体へは、教育委員会を経由して報告する。

(3) 調査の流れ

- ア 調査の主体の決定
- イ 学校の組織体制等の基本情報の把握及び対応記録などの確認
- ウ 対象生徒・保護者及び関係生徒・保護者への事前説明
- エ 対象生徒・保護者からの聴き取り
- オ 関係生徒や教職員等の聞き取りやアンケート調査の実施
- カ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）
- キ 経過報告
- ク 重大事態の結論
- ケ 結果報告

(4) 資料の保存

調査により把握した情報の記録は、被害生徒が卒業した後10年間は保存する。

(5) 報道等への対応

学校の設置者及び学校として重大事態の発生を公表する前に報道等で当該事態が報じられた場合には、児童生徒の個人情報及びプライバシーに十分配慮し、報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う。

重大事態発生直後、十分な情報が得られていない段階では、事実関係の確認が取れた正確な情報を発信し、主観や思い込みで発言してはならない。

(6) 関係機関との連携

- ・警察との連携
- ・専門家との連携（臨床心理士、弁護士等）

(7) 再発防止に向けた取組

学校は調査により明らかにされた事実に向き合い、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まねばならない。また、全職員の共通理解の下、生徒の安全を守ることを再優先しながら、事実の再発防止に向けた迅速な対応が求められる。

いじめ防止等のための年間計画

	活動内容	生徒	教職員	保護者等
4月	いじめ対策委員会①（いじめ防止基本方針・いじめアンケート実施について） 職員会議（いじめ防止基本方針・いじめアンケート実施について）			
	人権教育（いじめ問題について）			
	いじめアンケート実施			
5月	情報リテラシー教育（SNSの使用方法）			
	いじめアンケート実施			
6月	いじめアンケート実施			
7月	いじめアンケート実施			
	人権チェック 校内研修 いじめ対策委員会②			
9月	いじめアンケート実施			
10月	いじめアンケート実施			
11月	いじめアンケート実施			
12月	いじめアンケート実施			
	人権チェック 校内研修 いじめ対策委員会③			
1月	いじめアンケート実施			
2月	いじめアンケート実施			
3月	いじめアンケート実施			
	いじめ対策委員会④			